

立命館大学法学部ニューズレター

第9号



Newsletter

The Faculty of Law

Ritsumeikan

University

目次

97年度の学部課題	生田勝義	2
授業中の“私語”について	豊下梢彦	3
国際取引法担当者の嘆き	山手正史	5
立命館の一員となって、自己紹介	米丸恒治	6
アジアの経済発展の背景	堤 功一	8
国際学术交流研究会		
- エルビン・ドイチュ教授を迎えて -	若林三奈	10

97年度の学部課題

法学部長 生田勝義

(一)本ニューズレターは、1995年3月、法学部の学術活動に関する情報を記録し、それを学内外に発信し、法学部の学術機関としての社会性を高めようではないかということを出発した。学部メンバーの活躍と編集委員会の努力のおかげで今回で第9号を迎えることができた。創刊号から通してみると、2年余りの間であるのに多様な活動が個人レベルのものにとどまらず学部レベルの共同の取り組みとしても展開されてきたことが手にとるようにわかる。立命館大学の入学案内のキーワードの1つは "Academic & Dynamic"だが、この間の学術活動のダイナミックさには目を見張る思いがする。1997年度の研究関係の学部課題もいよいよ輪郭がはっきりしてきた。それらのうち重要と思われるものをいくつか選んで述べておこう。

(二)今年、日本国憲法施行50周年に当たる。昨年の憲法制定50周年記念には人権保障の問題に焦点を合わせてアメリカン大学法学部との共同シンポジウムを開催した。今年、本学の創立記念日である5月19日、韓国、中国それに米国から3人の学者をお招きして「日本国憲法と21世紀日本の課題---アジアの視点から」というテーマで平和の課題に真向から挑む国際シンポジウムを行った。1200人の参加で熱気のコもったものになった。詳しくは、別稿にゆずるが、これだけの規模の取り組みを行い、しかも学生を中心とする参加者から大変な感銘を受けたとの評価をえたものである。ここでも特記する次第である。これ以外にも、人文科学研究所主催の土曜講座5月特集は憲法施行50周年記念であり、法学部がその講師を受け持った。さらに法学会では秋にかけて講演会などを行う予定である。



立命館への移設が決まった陪審法廷

(三) 国際共同研究については、アメリカン大学法学部との共同研究「ボーダーレス社会の到来と欧米型刑事司法の諸問題」が文部省から科学研究費をえて本年度より3年計画で始まった。すでに実績のあるドイツのケルン大学法学部との共同研究に加え、学部レベルで取り組む国際共同研究は米独の2国に及ぶことになった。また、3年計画で進めてきた人文科学研究所の「高齢化社会プロジェクト研究」は、学際的研究であるが、法学部としても学部をあげて取り組んでいる。今年が最終年であるので、研究のまとめに入らなければならない。

(四) 京都地方裁判所の建て替えにともないその「第15号法廷」(陪審法廷)を本学の衣笠キャンパスに移設することについてはすでに新聞でも大きく報道された。いよいよその工事計画が具体化してきた。文化財の移築

には思いのほか費用がかかるものである。法学部としても「陪審法廷」の移設を学部創立100周年記念事業の一環として位置づけ、応分の寄与をしていく決意である。今の予定では来年の春には利用できるようになる。法学部はもっとも関係の深い学部として、「陪審法廷」の解説・展示コーナーの作成準備や「こけら落とし」の準備、その活用などにつき、中心となって関わって行かなければならない。来春に向けた学部の重点課題の1つが、この「陪審法廷」開設準備である。プロジェクトチームを結成して取り組んでいるので、よいアイデアがあれば学部執行部までお寄せいただければ幸いである。本物の法廷、しかも陪審法廷をキャンパス内にもてるということが教育・研究の発展にとってもつ意味はきわめて大きい。英知を結集して有効に活用していきたい。

(いくた・かつよし 刑事法)

授業中の”私語”について

豊下 檣彦

本年4月に、京都大学法学部より転任して参りました。

大変な忙しさということは耳にタコが出来くらい聞かされていたのですが、さすがに入學式以来、地に足が着かないままに走り回っている、という感じです。ただ、忙しさの背景に、新入生から始まる学生に対する手厚い教育サービスがあることが、身をもって実感できました。勉学のあり方を初歩から教え込む基礎演習にける先生方の熱意は、初体験の私にとっては驚きと共に感動的でさえありました。まさに、「教学の立命」の面目躍如といったところでしょ。

ところで、私は今年度は法学部以外に、他の4つの学部の新入生を相手にした大講義を担当することになりました。そこで、大講義にはつきものの“私語”のことが気になって、受講生向けの授業計画概要のなかで、授

業内容に関心を持ってない学生は積極的に質問や批判をするか、退室するか、いずれかを選択すること、“私語”はしてはならないことを明記し、最初の授業時間にも冒頭からその点を注意しました。

その結果、二週目以降、だいたいにおいて“私語”も少なく静肅な授業ができていますが、残念ながらある学部の授業だけは、いつまでたっても“私語”が無くならず毎回注意を繰り返し、言うことを聞かない学生を退室させたりしています。なぜこうなのか、私の講義それ自体が問題なのであろうか、しかし毎回きっちりレジュメを作成して丁寧に説明しているつもりだし、他学部の学生諸君はよく聞いてくれているのにと、あれこれ考えていたのですが、先日、やはり“私語”を続けている学生をきびしく叱った時に、はたと気が付いたことがありました。

それは、当の学生が、何故私が目の色を変えて怒っているのが良く分かっていないようだ、ということなのです。つまり、彼からすればいつも通りのことをしているのに何故この“おっさん”は怒るのだろうと、不思議な顔つきをしているように受け取れたのです。そこで、周辺の方々に色々伺ってみると、どうやらその学部の先生方が日常的に“私語”を“放置”したまま授業をされている、要するに“私語”と“共存”しつつ授業を行っておられるようだ、ということが分かってきました。もちろんこれは、あくまで間接的な情報で間違っているかも知れませんが、その学部の先生方全体がそうである訳がないはずなのですが、たしかに、他の学部の学生の受講態度と違うものを感じたことは事実でした。

そこで、私がふっと思い出したのは、古い友人が教員をしているある私学での話です。そこでは“私語”が多すぎて授業が成り立たないため、大きな授業であっても着席名簿をつくり、それによって誰が“私語”をしているか直ぐに分かり、場合によっては減点するというシステムで“抑止効果”を挙げようとしている、というのです。さすがに良く工夫されたものだと思心したのですが、改めて考えると、このシステムは高校、あるいは小中学校のシステムそのものではないか、ということに気付いて愕然としました。

今や授業すること自体が一つの“戦争”なのだ、という自覚を持たねばならなくなったのでしょうか。そして立命館もその“戦場”となりつつあるのでしょうか。今頃になって甘いことを言っていると怒られるかも知れませんが、私にとっては相当深刻な問題と感じられます。

では、どうして“戦争”すればいいのか、ということですが、これはありきたりの回答しか出てきませんが、授業内容を魅力的で分かりやすいものにしていく努力はもちろんのこと、やはり“ダメなものはダメ”ということ、つまり授業中は“私語”をしなないという当たり前のことを、繰り返し学生に教え込む以外にないのではないのでしょうか。この点を

あいまいにして一度タガが外れてしまうと、後は取り返しのつかない“奈落”に落ち込んでしまうのではないのでしょうか。

ところで、立命館にきて強烈な印象を受けたことは、コンピューター・ネットワークが学生の日常の勉学生活の中に見事に組み込まれている、ということです。学生レベルでこれほど広範に活用されているのは、立命館がまさに全国に誇るべき成果と思われまます。

とすれば、まだまだ先の夢かもしれませんが、今日のように教員と学生が時間と空間を“共有”し合わなければ授業が成り立たないというシステムが根本的に改革されて、研究室や自宅でコンピューターを介して居ながらに授業ができるようになれば、その時にこそ、“私語”との“戦争”は終焉するのかも知れませんが。

さらにその時には、私たちにとってさらに喜ばしいことが到来するかも知れませんが。それは、かの教授会も、空間を“共有”する必要がなくなるかも知れないのです。片耳で部長や先生方の御発言をさわやかに聞き流しながら、内職ならぬ“本職”として仕事を続けることも、堂々といびきをかいて昼寝をすることも出来るのです。果たして、こんな“素晴らしい”時代がくるのでしょうか。

学生の“私語”から始まって、まことに不埒な“夢”を語ってしまいました失礼をば、どうかお許し下さい。

(とよした・ならひこ 国際政治論)

国際取引法担当者の嘆き

山手 正史

この四月に仙台の東北学院大学から移ってきました山手正史（やまて・まさし）と申します。国際取引法を担当しています。専攻は商法です。よろしくお願い致します。

商法専攻で国際取引法担当ということに奇異の念を抱かれた方もおられるかと思しますので、ここではそれにまつわることを書かせていただくことに致します。

そもそも国際取引法とは何かということから話を始めましょう。取引には、その成立から履行に至るまで、国内で完結するものもあれば、国境を越えるものもあります。そして、国際取引法とは、「国境を越える私人の取引活動を規制する法の総体」というくらいにしか定義できないものです。しかしながら、取引を対象とする学問には、私法の領域に限っても、すでに民法学や商法学が存在し、国境を越えたとたんに国際取引法学の対象になるというのは、誠におかしな話です。なぜならば、国際取引法というのは、上記の定義からも明らかなように、いわば集合概念にすぎないからです。ただし、国境を越えることによって、国内取引では考慮する必要のない様々な事柄が問題となってきます。とりわけ、法の存在様式が国家を前提としている近代法の枠組みにおいては、「国際取引に適用される法とは何ぞや」ということ（法源論）が重要な問題となります。また、地理的な隔たりに伴う諸要素も考慮しなければなりません。しかしながら、国際取引法ないしは国際取引法学のこれらの属性も、これをもって一つの法体系ないしは学問体系を構成するというようなものではなく、あくまで、国内取引を対象とする法ないしは法律学の延長線上にあるものにすぎません。

ところで、私が国際取引法を少しかじってみようと思ったのは、大学院へ進学して間もなく、恩師の岩崎稜先生が「これからの商法学者は国際取引法もできんとアカン」とおっ

しかったからです。すなわち、商取引法の一環として国際取引法の勉強を始めたわけですが、したがって、そもそも私は商法専攻なのですが、あえてそれにこだわるのは、正体不明かつ何でもありの国際取引法だけではなく、商法学という伝統的学問分野においても通用しなければならないということ自らの課題としているためなのです。

もっとも、課題はあくまで課題であって、商法学界の末席を汚しているにすぎない私ごときが、ちょっと「国際」と名のつくことをかじっているというだけで、輝かしい伝統を誇る立命館大学法学部の教員の一人に加えられるという事実こそが、まさに日本の法律学の非国際性を端的に物語っているのです。

日本の法律学者の多くは外国の法律も研究しています。すなわち、ほとんどの法律学者が比較法学者でもあるわけです。しかし、日本の法律と外国の法律は研究していても、その関係という側面になると、関心は必ずしも高くはありません。つまり、輸入学問としての性格が色濃く残っているわけですが、ここで言いたいことはそのことではありません。すなわち、日本の法律学者の多くが比較法学者を兼ねているにもかかわらず、ずば抜けた専門家だけが公然と比較法学者と呼ばれているように、国際取引法学者と呼ばれるべき人が出てくるとすれば、それは、卓越した存在でなければならないということなのです。私程度の国際取引法学者であれば、すべての私法学者が兼ねていなければならないのです。

さて、日本では、公正な国際取引秩序を構築するために作成された諸条約への加盟なども著しく遅れています。その大きな一因は日本の法律学界の上記のような状況です。この現状を打破するためには、若い人々が「国境を越えることも勉強してみよう！」と頑張ってくれるようにならなければなりません。その一翼を担うべく努力する所存ですが、現実

うまくいきません。なぜならば、国際取引法という科目のカリキュラム上の位置づけに問題があるからです。私は、前任校では商法担当でしたが、これまでにいくつかの大学で国際取引法の講義もしてきました。しかし、少なくとも私が講義をした大学では、国際取引法の受講生のうちの多くが民法や商法を勉強していませんでした（現在では改善されているかもしれませんが）。もちろん、学生個人の問題ではなく、制度上の問題です。残念ながら、この立命館大学でも状況は同じです。「どないせえちゅうねん！」というのが偽らざる心境です。

現在、日本の大学の法学部では、「国際」と名がつく学科やコースが次々と増設されています。また、そういう学科やコースは設置されていなくても、ほとんどの法学部において、国際法や国際私法などの伝統的学問分野に加えて、国際取引法という科目が開講されています。さらに、国際取引法だけではなく、得体の知れない法律科目が続々と新設さ

れています。「どこの大学でもやっているの で受験生を集めるためには仕方がない」という理由で、明確な体系的問題意識も教学理念もなしに設けられているとしか思えない場合もあります。学生にとって最も深刻な問題は、これらの科目に圧迫され、基幹科目の勉強が希薄化することです。学部の4年間で勉強すべき事ないし勉強できる事は、昔も今もさほど変わるわけがありません。学部教育においては、少なくとも国際取引法に限れば、民法や商法などの基幹科目のなかで、外国法に言及するのと同様に、「国際取引ではこうなっています」ということでよいのです。というよりも、むしろ、本来はそうでなければなりません。

横並び意識だけで事を為せば、どこかと同じように、いずれは不良債権に喘ぐこととなります。とりわけ、大学院教育の多様化ないしは充実が叫ばれている昨今、学部教育として何を為すべきかということをもう少し考えるべきではないでしょうか。

（やまて・まさし 商法・国際取引法）

立命館の一員となって、自己紹介

米丸 恒治

鹿児島生まれで鹿児島育ち、そして母校の鹿児島大学にて教鞭を取っていた若輩者ですが、この度、縁あって立命館大学法学部の教員の一人として、立命館で学びかつ教えることとなりました。これまで、大学院終了後(名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学)、福島大学、鹿児島大学と国立大学を渡り歩いてきたのですが、この4月に国家公務員をやめて基本的人権を完全に保障された(!)民間の労働者となりました。私自身は、田舎生まれの田舎育ちの、単純な人間です。今後ともよろしくおつきあいくださいますようお願いいたします。

さて次に、私の専門について紹介しましょう。私の専門は行政法学です。行政法というと、大学の法学部の教育の中では、伝統的にもおもしろくない科目として定評のある科目で

すが、最近では、規制緩和、民営化、特殊法人改革、天下りなどなどマスコミでも行政法と関係のある言葉が日々登場しているように、私たちの生活と密接不可分の関係にあります。もちろんこれまでの伝統的な行政法の教科書では、こうした現実の世界の動きと直接関係のあるような記述も十分ではありませんでしたし、それらは、政治学や行政学などの周辺分野との境界に位置している問題でもありますので、行政法と関係のあるテーマであることにおそらく十分な意識はされていないものと思います。

私自身は、これまでこうした現実的・具体的問題点を取り上げて、我が身の能力不足も顧みず、勉強してきました。以下、どういふことに首を突っ込んできたかを大まかに紹介したいと思います。

まず、最初の出発点は補助金行政でした。補助金行政も、伝統的な行政法の対象とすべき現象の一つであり、その重要性も(そのコントロールの問題が意識される行政改革の時代にあってはますますですが)増しているのに比べて、その法的コントロールの議論はほとんどなされていないのをみて、修士論文の研究対象としました。比較研究の対象としたドイツでは、補助金行政が裁判所の裁判の対象となつて、法的にコントロールされているにもかかわらず、わが国では、ほとんど裁判にならない。その状況を解明し、法的コントロールの俎上に上せるための作業をしたわけです。もっともその後も、補助金行政をめぐる状況は変わっていません。この補助金行政研究と同じような関心で、最近取り組んでいるのが、政府契約の法的コントロールの問題です。公共工事や公共調達と呼ばれる行政分野も補助金行政と同様、裁判の対象となつていませんが、国際的に見ると、状況は異なっており、たとえば、事業を落札できなかった企業が裁判により権利救済を求める制度が出来ています。こうした制度のわが国での制度化も必要だと考えて、比較法的な調査を行っています。

次に、「私人による行政」現象の法的考察があげられます。このテーマは、これまでの研究の中では最も力をいれたものになりました(成果はともかくですが)。これは、行政が行う活動を、それも権力的な活動を、民間に委ねて行わせる現象で、特に、行政改革の進展とともに拡大しつつある現象です。典型的には、行政が行う検査検定や試験などの行政事務を民間に行わせるのですが、当然それに伴う法的なコントロールの議論があるはずなのに、そういう状況をかえて、行政であれば当然確保されているはずの法的なコントロールをどのように実現するかが私の問題意識です。このテーマは、もともと補助金の仲介者の問題から関心を持つようになったのですが、これもドイツの行政法の議論や制度との比較をしながら、制度的および解釈論的な議論を組み立てるべく、研究を行ってきました。ドイツでは、もともとこうした現象は、

検査検定を担当する技術監視協会の活動について認識されてきましたので、当然ながら、私の関心も補助金行政から安全性規制の行政領域まで各種の行政分野の具体的な現象の調査の積み重ねで行ってきました(この過程で、薬害エイズをめぐる薬事行政改革の調査研究も行いました)。必ずしも脈絡のないように見える作業が積み重なっているのも、その影響だと思えます。こうした作業との関連で、日本の民営化、行政改革の現状も調べるようになりましたし、最近議論のある特殊法人、認可法人も研究対象にしているつもりで、今日に至っています。目下の最大の課題は、これまで行ってきた「私人による行政」についての日独比較研究をまとめあげることだと考えていますが、いろいろ誘惑も多く、作業は遅々として進んでいません。「私人による行政」と隣接するテーマとして、規制緩和の問題もあって、今年度の公法学会の第二部会テーマ「公的規制」の一報告として「公的規制と自主規制」と題して、規制にかかわる公私の機能分担の諸態様とその法的コントロールについて扱う機会が与えられたので、集中的に研究しなければならなくなっています。

最近では、しばらく前からの課題であった規制緩和の事例研究としての、電気通信規制改革、ドイツの連邦郵便の株式会社化と電気通信市場自由化の調査研究の関連で、インターネット規制の問題も勉強しています。また、インターネットは、特にアメリカなどでは、法令や判例などの法情報の公開の手段としても使われており、それを教育研究の場で活かすことも十分可能な状況にあることから、その教育的利用についても、次は実践段階だと、試行錯誤を進めつつあります。

というわけで、これまでの研究を振り返ると我が身の非力さも顧みず、いろんな問題に首を突っ込んでいたので、恥ずかしくなってしまう。今後は、立命館大学の「よりよい」環境の中で、これまで関わった教育・研究のテーマをより深化させたいと「公約」して、自己紹介を終わりたいと思います。

(よねまる・つねはる 行政法)

アジアの経済発展の背景

堤 功一

“Ritsumeikan Law Review”に「東アジアの経済発展の歴史的文化的背景」という短いエッセイを載せて頂いた。立命館に来る直前の二年前にハンガリーの国際問題研究所でやった講演を基にして書いたものである。内容からロー・レビューにはどうかと思ったが、如何にもタイミング良く書き上がったのでお願いした。しかしロー・レビューは英語だし、字が細かいのでわざわざ読んで頂けまい。そこで似たようなことをここに少し書かせて頂こうと思う。

1970年代の終わり頃NICS（新興工業化国家）という表現があり、普通その頃は韓国、台湾、ブラジル、メキシコの四国を指していた。ブラジルとメキシコはまもなく累積債務の重圧で脱落し、80年代になるとこの表現は韓国、台湾、香港、シンガポールを意味し、台湾や香港を国と言うのを憚って、NIES（新興工業化経済）と言うように変わった。そうなれば韓国以外は皆中国系の国ではないか。やがてNew NIESが現れ、これはタイ、マレーシア、インドネシアのことであった。しかもこの三国の国内で経済発展を引張っているのは殆ど全て中国系の財閥である。次いで周知のとおりこの経済発展は中国自体の南部沿岸地域に及ぶ。

在外勤務の際に屢々日本の経済発展の秘密やアジアの発展の背景について質問を受けて、どうしてもこの問題を考えることとなった。東南アジアではバンコク、マニラ、ハノイの三カ所に在勤した。東南アジアを眺めていると、一般的に華僑が自由に活躍した経済は伸び、華僑を抑えたところは駄目であったことに気付く。もともと歴史的に言って東南アジアは人口希薄であった。大部分の地域がマラリアと洪水のため人が住むのに適さなかったのである。例外はジャワと北ベトナムである。また何世紀か前はアンコール周辺にも或る程度人が住んでいて、文化も栄え

ていた。東南アジアで大いに人口が増えるのは19世紀になって植民地時代にやっとデルタの開拓が行われてからである。そういうことでタイ人やマレー人（マレーシア、インドネシア、フィリピン）は歴史的に見て工業化を担うような社会的訓練を受けて来ていない。（もちろん政治的安定は重要であり、優秀なマレー人、タイ人の政治指導者は多い。またタイの上層には中国系が多い。）それでは日本、韓国と華僑の出身地である中国南部とに共通の歴史的、文化的背景は何であろうか。一つは水田稲作を基本農業とすることであり、また儒教などの中国文化の影響である。この2要素は北ベトナムにも当てはまる。またこの水田稲作は灌漑を伴うものであり、これは後世に開拓されたメナムやメコンのデルタのような雨季にただ水を流しているだけの水田よりも遥かに多くの労働と注意力を要する。昔から灌漑水田稲作が行われていたジャワと北部ベトナムでは人口も増え、文化も発達した。1960年代頃までは、東南アジアを旅行してもベトナムの漆絵、螺でん、ベトナムとジャワのバチック、木彫以外はろくなお土産品は無かったのである。灌漑水田稲作による労働の社会的訓練、勤勉の習慣は後の経済発展の上で重視すべき要素だろうと思う。これは特に製造業に貢献する筈である。

プロテスタンチズムのアナロジーもあって、儒教の重要性については当然直ぐに考えが及ぶ。しかし中国文化のインパクトは、漢字という驚異的な表記法、記録や歴史の重視、発達した手工業、商業などを含むもっと幅広いものとして把握すべきではなかろうか。何世紀にもわたって優れた中国文化の影響を受けながら夫々独自の文化を発展させてきた日本、朝鮮、ベトナムの歴史的経験の意味は大きいだろう。

経済活動を行なう場合に、組織内部の結束

や組織同士の連帯を図り、その核となるものがあれば、企業や財閥、ネットワークの運営がうまく行くだろう。中国と朝鮮では家族の強い絆、同郷同士の繋がりが核となる。特に家族の連帯は顕著である。実際にも家族を核とする財閥の例は韓国、台湾、香港と東南アジアの華僑の中に多い。父系血族である中国、朝鮮の家族に比べて日本の家はもっとインスチチューション化している。昔から養子の制度があって、血の繋がりが無くとも養子が家を継げる。家というインスチチューションの方が血の繋がりによりも重要なのだ。

以前ハノイに在勤していた時よく地方の農村地帯を歩いた。水田やお寺の在る農村風景は日本に似て嬉しい。しかしベトナムの地方には村しかなく、地方都市を訪ねる面白さがない。皆無ということではない。例えばその昔日本人町も在った中部ベトナムのホイアン（会安）はまるで江戸時代的な町並みを残している。しかしこれはごく少ない例外だ。基本的にベトナムは王の下に村しかなかった中央集権国家であった。ハノイやフエという政治の中心が一つか二つの他は港町が在っただけなのである。これに対し封建制の日本では三百近い藩が在り、政治経済の中心も地方に何百と存在した。各藩は独立採算制で、経済的に自立せねばならなかった。人口が増えるにつれて新田開発や地場産業の振興に努めねばならなかったのである。指導者層も農民その他の百姓も直接、間接に自分の属する藩、お家の自立のために働いた。藩主への忠誠というよりもお家というインスチチューションのためだった。この藩が今日の日本の会社、特に大企業の原型であり、先駆者であったと思う。社員が会社に自分をアイデンティファイして、会社という共同体のために働くのは、昔の日本人がお家のために働いたという歴史的経験に繋がっているのではないだろうか。年功序列、終身雇用、企業内組合という日本の経営には競争力のある製造業育成に特に適するロジックがあったと思うが、これは1940年体制と言って戦時経済の運営に当たって形成されたものとも言われる。そうであっても、何世紀もの間藩を運営してきたとい

う、前の時代に最も基本的であった歴史的経験に直ぐ繋がったからこそ、この仕組みが出来たのではないか。中国、韓国で血族家族が果たした組織作りの核の役割を日本の場合は藩の運営という歴史的経験がよりしっかりと果たしたのだと思う。

封建制という地方分権の下で多数の藩の運営に当たった管理層は中央集権の場合に比べて遥かに厚みを持ったものであった。この一事だけでも封建制は多くの企業に管理者を供給できた、近代化により有利な社会であったと言えるだろう。その上経済活動の中心も数多く、種々の工芸、手工業、地場産業が発達し、その間を結ぶ交易も広く行なわれた。全国を通じ比較的高いレベルの経済活動、産業活動が行なわれていた。これが近代工業に通ずるものであることは言うまでもない。工芸品のみならず、金銀も産出し、海外との貿易も行なわれた。

それでは何故日本で封建制が発達したのであろうか。地形、地勢の問題が第一に考えられる。日本には広大な平野も草原もない。大体の地形は山岳の他は盆地か半盆地である。このような地形では大きな軍事的、政治的勢力の結集は困難である。中小勢力の並立が自然であろう。そして海を隔てた島国であるから大陸の帝国から直接に煩わされることが無い。中国に隣接する朝鮮やベトナムではそうはいかなかった。防衛のためにどうしても強い王権が必要だったろう。またウイットフォーゲルが言ったような、強権で治水に当たらねばならぬ大河川もない。そういうことで日本では地方分権、盛んな手工業（と商業）灌漑水田稲作（すなわち優れた労働習慣）、そして、おそらく儒教などの影響からの、教育の普及と高い識字率など、江戸時代に既に近代化に資するいろいろな要素が備わっていた。特に製造工業に適した歴史的、文化的背景があったものと思われる。これが情報産業やソフトウェア産業の場合にどれほど貢献するのは今後の問題である。

ニューズレターにややそぐわなかったかとも思うが、今回はこれでお許し願いたい。

（つつみ・こういち 国際機構法）

国際学術交流研究会

- エルビン・ドイチュ教授を迎えて -

若林 三奈

去る4月10日、本学の末川会館において、ドイツのゲッチンゲン大学よりエルビン・ドイチュ教授を迎え、「帰責関連性・違法性・有責性」というテーマで研究会が開催されました。当日は、民法に限らず幅広い研究分野から多数の先生方や院生が参加し、約2時間にわたって報告、議論が活発になされました。今回、私は本研究会の通訳者として参加する機会を与您いただきましたので、ここで本研究会について報告させていただきます。

ところで本学でドイチュ教授を迎えてこのような研究会を催すのは、実は二度目のことであり、前回は今からちょうど10年前の1987年10月になります。その際は、本学の損害賠償法読書会の主催のもとで、「1987年ドイツの遺伝子工学法」に関してご講演をお願いしました(当時の講演会の詳細については、立命館法学1988年1号(197号)において本学の山本隆司教授及び和田真一助教授が紹介されています)。今回、ドイチュ教授は、早稲田大学のシンポジウムに参加されるため(ニュージーランドでの一ヶ月の滞在を経由して)来日されたところ、早稲田大学の浦川道太郎教授のご配慮により、本学での研究会の開催が実現した次第です。今回このような貴重な機会を与您いただいた浦川教授には、この場を借りてではありますが深くお礼申し上げます。

ドイチュ教授は、現在、ゲッチンゲン大学の法学部教授であるとともに、同大学の医事法研究所および外国私法・国際私法研究所所長であります。ドイチュ教授は、ドイツにおける医事法研究の第一人者でもあります。医事法学の研究とともに、他方で『過失と必要な注意(Fahrlasigkeit und erforderliche Sorgfalt)』(1963年)や『責任法 総論

(Haftungsrecht 1.Bd., Allgemeine Lehren)』(1975年)などの著者として、わが国でも著名なドイツ民事責任体系論に関する研究者でもあります。

さて、ドイチュ教授は、最近、1994年に上記の『過失と必要な注意』について「21世紀に向けての総括(Eine Bestandsaufnahme an der Schwelle zum 21.Jahrhundert)」との副題のもとにその第二版を公刊され、つづく昨年1996年には、『責任法総論(Allgemeines Haftungsrecht)』として先の『責任法』の完全増補版を出されました。そこで今回の報告では、医事法学をはじめとする各論的研究成果を踏まえて、総論的な取り組みに関する研究成果についてご報告を頂きました。

報告は、1.有責性原理、2.違法性、3.有責性、4.帰責関連ないし帰責の限界づけ、からなり、内容的には上記の『責任法総論』の改訂版を機軸にかつその範囲でなされたものと思われます(しかし何分、本書は600ページにわたる大著であり、2時間の研究会ではかなり概括的またそれゆえに難解ではありましたが)。以下、報告の各部分について簡単にまとめておきます。

1. 人的答責任と行為自由という二つの理念を調和するものとして、民事責任法においては、なお有責性原理が大前提である。

2. 違法性は構成要件と有責性との架橋である。違法性は責任範囲決定としても機能する(規範の保護範囲による責任制限および保護範囲の創出による責任の拡張)。規範の保護範囲は人的範囲でもあり、物的範囲でもある。規範の保護範囲による制限が明らかになるものとして患者の治療に対する非協力的な態度によるオブリーグント違反(共同過失)がある。

3. 故意と過失は相対的な概念である。有責性は責任構成要件と違法性に関連するものである。つまり構成要件の現実化は回避し得ねばならないし、違法性は認識されている必要がある。注意は行為プログラムとして現れ、行為義務は構成要件と違法性の段階すでに検討されている。

4. 「帰責関連」とは責任根拠の帰責基準を責任範囲に引き戻すものであり、違法性を規範の保護範囲に延長し、過失の認識可能性を相当因果関係に引き延ばすものである。過失と違法性の規範的親近性に従って、帰責関連が賠償相当な損害結果を選び出し、これによって有責性原理が補足される。その意味で有責性原理を最終的に仕上げる手段として帰責関連（すなわち賠償請求権を拡大する手段としての帰責関連と制限するものとしての帰

責の限界づけ）がある。また特殊な問題として、医師の説明義務違反の問題がある。

以上、報告内容の詳細については、本年度の立命館法学において、その紹介を予定していますので、そちらの方をご参照いただきたく思います。お忙しい日程の中、ご報告いただいたドイツ教授には、心から謝意を表します。

最後になりましたが、当日の議論においては、龍谷大学の中田邦博助教授、及び本学の出口雅久助教授には、非力な通訳者に代わり多大なお力添えを頂きました。さらに今回の研究会を開催するに当たって、本学の吉村良一教授及び和田助教授をはじめ、他の多くの先生方や院生の方々にご協力いただきました。ここに記して感謝の意を表する次第です。

（わかばやし・みな 立命館大学助手 / 民法法）



ドイツ先生を囲んでの研究会の様相

法学部関連の主な学術交流・研究活動(1997年4月~5月)

- 97年 4月10日 国際学術交流研究会：ドイツ ゲッチンゲン大学法学部教授
エルヴィン・ドイチュ氏「帰責性関連・違法性・有責性」
- 97年 4月18日 公法研究会：石崎学氏「1789年フランス人権宣言研究への視角
- 近年のフランスにおける法律中心主義論 -」
倉田玲氏「アメリカ立憲主義の形成期における国家と権利の問題」
- 97年 4月25日 法政研究会：大久保史郎氏「アジアの中の日本国憲法
- 9条平和主義の光と影」
- 97年 4月28日 国際学術交流研究会：韓国延世大学校法科大学長
Hyung Kook Lee氏「韓国における刑事司法の動向」
- 97年 5月16日 国際学術交流研究会：ドイツ ザーラント大学法学部教授
ゲオルグ・レス氏「人権・EC法・憲法」
- 97年 5月20日 国際学術交流研究会：-環太平洋地域における立憲主義の確立-
ソウル大学校法科大学教授 金哲珠氏「南北憲法の比較」
中国人民大学法学院副教授 胡錦光氏「社会転換期における
中国憲法」
- 97年 5月26日 国際学術交流研究会：ブリュッセル弁護士事務所
マルコ・ブロンカーズ氏「WTOとテレコム規制緩和」
- 97年 5月30日 公法研究会：大久保史郎氏「愛媛玉櫛訴訟判決批判」
蛸原健介氏「法律の合憲性審査と政治部門の対応
- 政治部門による憲法の具体化に向けて -」
- 97年 5月30日 金融法・民法法合同研究会：中田邦博氏「契約のコントロール」
祖曉峰氏「中国の表見代理制度」

法政研究会 / 公法研究会 / 民法法研究会 / 政治研究会

立命館大学法学部ニューズレター

第9号 1997年6月

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-1111 (代) / FAX 075-465-8294